手帳制度及び就労支援に関する資料

0	精神障害者保健福祉手帳の判定基準及び診断書・・・・・・・・・・1
0	療育手帳制度の判定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・7
0	障害者の就労支援について・・・・・・・・・・・・・・・9

厚生労働省年金局

○精神障保害者健福祉手帳の障害等級の判定基準について(抄) (平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知)

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準を下表に示す。

なお、判定に際しては、診断書に記載された精神疾患(機能障害)の状態 及び能力障害(活動制限)の状態について十分な審査を行い、対応すること。 また、精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の説明(別添1)、障害等級の基本 的な考え方(別添2)を参照のこと。

(別称2)を参照りこと。	
障害の	
精神疾患(機能障害)の状態	能力障害(活動制限)の状態
1 統合失調症によるものにあっては	1 調和のとれた適切な食事摂取が
、高度の残遺状態又は高度の病状が	できない。
あるため、高度の人格変化、思考障	2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身
害、その他妄想・幻覚等の異常体験	辺の清潔保持ができない。
があるもの	3 金銭管理能力がなく、計画的で
2 気分(感情)障害によるものにあ	適切な買物ができない。
っては、高度の気分、意欲・行動及	4 通院・服薬を必要とするが、規
び思考の障害の病相期があり、かつ	則的に行うことができない。
、これらが持続したり、ひんぱんに	5 家族や知人・近隣等と適切な意
繰り返したりするもの	思伝達ができない。協調的な対
3 非定型精神病によるものにあって	人 関係を作れない。
は、残遺状態又は病状が前記1、2	6 身辺の安全を保持したり、危機
に準ずるもの	的状況に適切に対応できない。
4 てんかんによるものにあっては、	7 社会的手続をしたり、一般の公
ひんぱんに繰り返す発作又は知能障	共施設を利用することができな
害その他の精神神経症状が高度であ	٧٠.
るもの	8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が
5 中毒精神病によるものにあっては	なく、文化的社会的活動に参加で
、認知症その他の精神神経症状が高	きない。
度のもの	(上記1~8のうちいくつかに該当
	障害の 精神疾患(機能障害)の 精神疾患(機能で害)のに度のに度がある。 おのに度がある。 には状めの。 とのののでは、 をでするののででは、 をでするが、 ののでででは、 ののでででででででででででででででででででででででででででで

- 6 器質性精神障害によるものにあっ ては、記憶障害、遂行機能障害、注 意障害、社会的行動障害のいずれか があり、そのうちひとつ以上が高度 のもの
- 7 発達障害によるものにあっては、 その主症状とその他の精神神経症状 が高度のもの
- 8 その他の精神疾患によるものにあ っては、上記の1~7に準ずるもの

するもの)

2級

(精神障 害であっ て、日常生 活が著し い制限を 受けるか、 又は日常 生活に著 しい制限 を加える ことを必 要とする 程度のも \mathcal{O})

- 1 統合失調症によるものにあっては 1 、残遺状態又は病状があるため、人 格変化、思考障害、その他の妄想幻 覚等の異常体験があるもの
- 2 気分(感情)障害によるものにあ っては、気分、意欲・行動及び思考 3 金銭管理や計画的で適切な買物 の障害の病相期があり、かつ、これ らが持続したり、ひんぱんに繰り返 したりするもの
- |3 非定型精神病によるものにあって は、残遺状態又は病状が前記1、2 に準ずるもの
- 4 てんかんによるものにあっては、 ひんぱんに繰り返す発作又は知能障 6 身辺の安全保持や危機的状況で 害その他の精神神経症状があるもの
- 5 中毒精神病によるものにあっては 、認知症その他の精神神経症状があ るもの
- 6 器質性精神障害によるものにあっ ては、記憶障害、遂行機能障害、注 意障害、社会的行動障害のいずれか があり、そのうちひとつ以上が中等 度のもの
- 7 発達障害によるものにあっては、 その主症状が高度であり、その他の 精神神経症状があるもの
- 8 その他の精神疾患によるものに あっては、上記の1~7に準ずる **もの**

- 調和のとれた適切な食事摂取は 援助なしにはできない。
- 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身 辺の清潔保持は援助なしにはでき ない。
- は援助なしにはできない。
- 4 通院・服薬を必要とし、規則的 に行うことは援助なしにはできな
- 5 家族や知人・近隣等と適切な意 思伝達や協調的な対人関係づくり は援助なしにはできない。
- の適切な対応は援助なしにはでき ない。
- 7 社会的手続や一般の公共施設の 利用は援助なしにはできない。
- 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が 薄く、文化的社会的活動への参加 は援助なしにはできない。
- (上記1~8のうちいくつかに該当 するもの)

3級

(精神障 害であっ て、日常生 活若しく は社会生 活が制限 を受ける か、又は日 常生活若 しくは社 会生活に 制限を加 えること を必要と する程度 のもの)

- 1 統合失調症によるものにあっては 1 、残遺状態又は病状があり、人格変 化の程度は著しくはないが、思考障 害、その他の妄想・幻覚等の異常体 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身 験があるもの
- 2 気分(感情)障害によるものにあ っては、気分、意欲・行動及び思考 の障害の病相期があり、その症状は 著しくはないが、これを持続したり 、ひんぱんに繰り返すもの
- 3 非定型精神病によるものにあって は、残遺状態又は病状が前記1、2 に準ずるもの
- 4 てんかんによるものにあっては、 発作又は知能障害その他の精神神経 症状があるもの
- 5 中毒精神病によるものにあっては 、認知症は著しくはないが、その他 の精神神経症状があるもの
- 6 器質性精神障害によるものにあっ ては、記憶障害、遂行機能障害、注 意障害、社会的行動障害のいずれか があり、いずれも軽度のもの
- 7 発達障害によるものにあっては、 その主症状とその他の精神神経症状 があるもの
- 8 その他の精神疾患によるものにあ っては、上記の1~7に準ずるもの

- 調和のとれた適切な食事摂取は 自発的に行うことができるがなお 援助を必要とする。
- 辺の清潔保持は自発的に行うこと ができるがなお援助を必要とする
- 3 金銭管理や計画的で適切な買物 はおおむねできるがなお援助を必 要とする。
- 4 規則的な通院・服薬はおおむね できるがなお援助を必要とする。
- 5 家族や知人・近隣等と適切な意 思伝達や協調的な対人関係づくり はなお十分とはいえず不安定であ る。
- 6 身辺の安全保持や危機的状況で の対応はおおむね適切であるが、 なお援助を必要とする。
- 7 社会的手続や一般の公共施設の 利用はおおむねできるが、なお援 助を必要とする。
- 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心は あり、文化的社会的活動にも参加 するが、なお十分とはいえず援助 を必要とする。
- (上記1~8のうちいくつかに該当 するもの)



○精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(抄)

(平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知)

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

п я		明治・大正・昭和	口・平成			
氏 名 		年	月	日生(歳)	
住所						
① 病名 ICDコードは、右の病名			ICD⊐	- F ()	
対応するF00~F99、G40の	い(2) 従たる精神障害		ICD⊐	ード ()	
ずれかを記載) 	(3) 身体合併症	身体障	管害者手帳	(有・無、種類	ii)	級)
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 昭和	コ・平成	年	月 日		
	診断書作成医療機関の初診年月日 昭和	ロ・平成	年	月 日		
③ 発病から現在までの病 及び治療の経過、内容(推	頁)				
定発病年月、発病状況、 発症状、治療の経過、治 内容などを記載する)	* 異質性特神障害(認知庁を除り)の場合	合、発症の原因と	なった疾患 、	名とその発症 年		日)
	(該当する項目を○で囲む)					
(1) 抑うつ状態	2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分	1 その他()			
(2) 躁状態	2 勿利がは、共富 0 変 アンバル	4 (0)16 (,			
1 行為心迫 2 多	弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その代	也 ()	1			
(3) 幻覚妄想状態	- 7-0W					
1 幻覚 2 妄想 (4) 精神運動興奮及び昏	3 その他 ()) ********************************					
1 興奮 2 昏迷	逐の状態 3 拒絶 4 その他()					
(5) 統合失調症等残遺状						
1 自閉 2 感情平	板化 3 意欲の減退 4 その他()				
(6) 情動及び行動の障害			_			
	・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常	ち チック・	汚言 6	その他()
(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖!	※ 2 強迫体験 3 心的外傷に関連す	トろ症状 4 餡	2離・転換症	≣状		
5 その他()					
(8) てんかん発作等(け						
) 最終発	作(:	年 月	日)	
2 意識障害 3 (9) 精神作用物質の乱用						
	及いは仕事 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他(,	ı			
	ウ 残遺性・遅発性精神病性障害(状態像を		すること)			
エ その他 ()					
	の使用有・無(不使用の場合、その期間	年 月	から)			
(10) 知能・記憶・学習		连杏工柜 /士	Arm Art 4TL	1./	`	
1 知的障害(精神進) 2 認知症 3 その	帯) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 他の記憶障害 (源育于帳(有)	・無、寺秘・	寺)	
	みれて書きなり、算数によるの他	•)			
	ら注意障害 7 その他()	,			
(11) 広汎性発達障害関	重症状					
	つ質的障害 2 コミュニケーションのパタ		的障害			
	え復的な関心と活動 4 その他(、)				
(12) その他()					

⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等
(検査所見:検査名、検査結果、検査時期
⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する)
1 現在の生活環境
2 日常生活能力の判定(該当するもの一つを○で囲む) (1)適切な食事摂取 自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
(2)身辺の清潔保持、規則正しい生活 自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
(3)金銭管理と買物 適切にできる・ おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる・ できない
(4)通院と服薬(要・不要) 適切にできる・ おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる・ できない (5)他人との意思伝達・対人関係
適切にできる・ おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる・ できない (6)身辺の安全保持・危機対応、
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない (7) 社会的手続や公共施設の利用
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない (8)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない 3 日常生活能力の程度 (該当する番号を選んで、どれか一つを〇で囲む)
 (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。 (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。 (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。 (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。
⑦ ⑥の具体的程度、状態等
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、 共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)
⑨ 備考
上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日
医療機関の名称
医療機関所在地 電話番号
診療担当科名
医師氏名(自署又は記名捺印)

○療育手帳制度の実施について

(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)

標記については、昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」により「療育手帳制度要綱」(以下「要綱」という。)が示され、本年度から適用することとされたところであるが、その実施にあたっては、左記の事項にも十分配慮され、この制度の実効ある運用を期されたい。

(中略)

第3 障害の程度の判定

1 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、療育 手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は 「B」と表示するものとする。

(1) 重度

18歳未満の者

平成24年8月20日障発0820第3号(「重度障害児支援加算費について」)の2対象となる措置児童等についての(1)又は(2)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

18歳以上の者

昭和43年7月3日児発第422号児童家庭局長通知(「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」)の1の(1)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(注) 前記通知の解釈にあたっては、知能指数が50以下とされている 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身 体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するも のとする。

(2) その他

- (1) に該当するもの以外の程度のもの
- 2 障害の程度の区分については、1 に定める区分のほか中度等の他の区分を 定めることもさしつかえないものとする。
- 3 障害の程度については、交付後も確認する必要があるので、その必要な次

の判定年月を指定するものとする。なお、次の障害の程度の確認の時期は、 原則として2年後とするが、障害の状況からみて、2年を超える期間ののち 確認を行ってさしつかえないと認められる場合は、その時期を指定してもさ しつかえないものとする。

(後略)

○重度知的障害者収容棟の設備及び運営について(昭和43年7月3日児発第422号厚生省児童家庭局長通知)

重度知的障害者収容棟(以下「重度棟」という。)については、昭和四三年七月三日厚生省発児第一〇七号「知的障害者更生施設における重度知的障害者の処遇について」をもって厚生事務次官から通知されたところであるが、とくに次の事項に留意し、施設の設置及び運営等につき万全を期されたい。

1 重度棟の対象者、入所措置及び認定

(1) 対象者

対象者は、知的障害者更生施設に入所することが適当な者のうち、標準化された知能検査によって測定された知能指数がおおむね三五以下(肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については五〇以下)と判定された知的障害者であって、次のいずれかに該当するもの(以下「重度者」という。)であること。

ア 日常生活における基本的な動作(食事、排泄、入浴、洗面、 着脱衣等)が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする 者

イ 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注 意と指導を必要とする者

(後略)

障害者の就労支援について (1)福祉施策における対応

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業							
事業概要	就労を希望する65歳未満の障害者で、 <u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。(利用期間:2年)</u>	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である 者に対して、雇用契約の締結等による就 労の機会の提供及び生産活動の機会の 提供その他の就労に必要な知識及び能力 の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)							
	※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認め られた場合に限り、最大1年間の更新可能									
対象者	① 企業等への就労を希望する者	① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者 ③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者 ④ ①、②、③に該当しない者で、市町村が判断した者(平成26年度末までの経過措置)							
報酬 単価	747単位 (平成26年4月~) ※ 利用定員が21 人以上40 人以下の場合	526単位 (平成26年4月~) ※ 利用定員が21 人以上40 人以下の場合	526単位 (平成26年4月~) ※ 利用定員が21 人以上40 人以下の場合							

事業所数の推移(箇所)

注)旧法から新体系に移行する前の事業所は含まない

	就労移行支援		就労継続支援A型		就労継続支援B型	
平成19年度	603	100.0%	148	100.0%	1,232	100.0%
20	867	143.8%	216	145.9%	1,805	146.5%
21	1,250	207.3%	328	221.6%	2,891	234.7%
22	1,371	227.4%	451	304.7%	3,564	289.3%
23	1,557	258.2%	629	425.0%	4,590	372.6%
24	1,991	330.2%	1,089	735.8%	6,257	507.9%
25	2,619	434.3%	1,811	1223.6%	7,936	644.2%

【出典】社会福祉施設等調査(各年10月1日現在)で、障害者支援施設の昼間実施サービスを除く

利用者数の推移(人)

	就労移行支援		就労継続支援A型		就労継続支援B型			
平成19年度	6,789	100.0%	2,423	100.0%	22,023	100.0%		
20	10,628	156.5%	3,853	159.0%	35,736	162.3%		
21	14,830	218.4%	6,368	262.8%	61,685	280.1%		
22	15,357	226.2%	8,321	343.4%	77,546	352.1%		
23	16,266	239.6%	12,309	508.0%	99,182	450.4%		
24	22,214	327.2%	23,523	970.8%	157,019	713.0%		
25	23,238	342.3%	29,513	1218.0%	159,968	726.4%		

就労支援施策の対象となる障害者数/地域の流れ

障害者総数約788万人中、18歳~64歳の在宅者数、約324万人

(内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

就労系障害福祉サービス

一般就労への 移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約 28.4 % 障害福祉サービスの利用が約 61.7 %
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間 1,3 %(H15) → 4,6 %(H25)

※就労移行支援からは24.9% (H25)

から一般就労への移行 障害福祉サービス **1.288**人/H15 **1.0** 2.460人/H18 1.9 倍 •就労移行支援 約 2.3万人 3,293人/H21 2.6 倍 ·就労継続支援A型 約 3.0万人 4.403人/H22 3.4 倍 ·就労継続支援B型 約16.0万人 5.675人/H23 4.4 倍 (平成25年10月) 地域 7.717人/ H24 6.0 倍 10.001人/ H25 7.8 倍 生活 小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月) 地域活動支援センター 就 職 799人/年 12,070人/年

特別支援学校

卒業生19.576人/年

企業等

雇用者数

約43.1万人

(平成26年6月1日時点)

*50人以上企業

5,557人/年

就職

ハローワークからの 紹介就職件数 77.833人

(平成25年度)

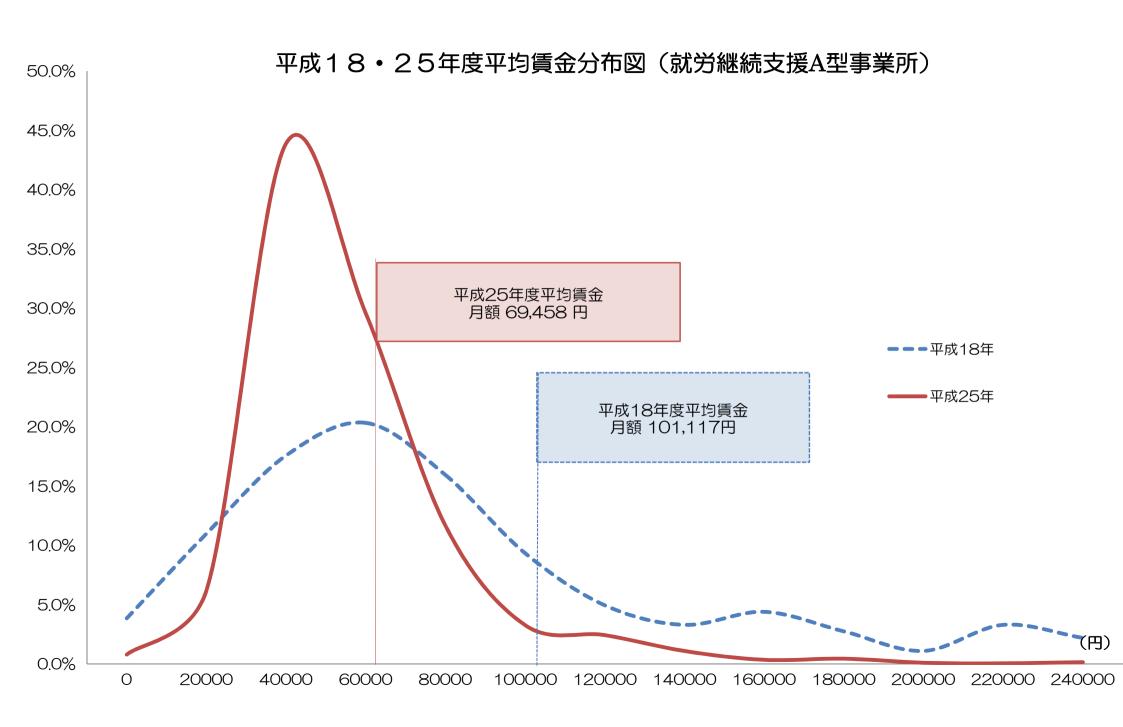
(平成26年3月卒)

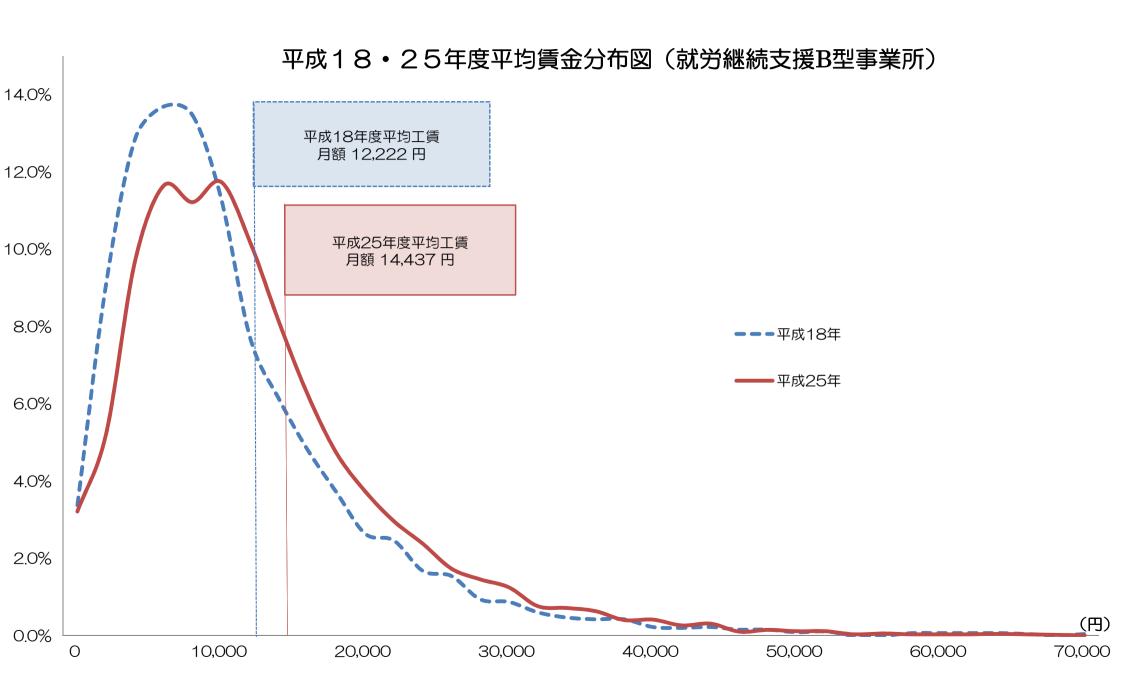
平成25年度平均工賃(賃金)

施設種別	平均工賃	賃(賃金)	施設数(箇所)	平成24年	度(参考)
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	14,437円 (101.7%)	178円 (101.1%)	8,589	14,190円	176円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	69,458円 (101.1%)	737円 (101.8%)	2,082	68,691円	724円
就労継続支援事業 平均	22,898円 (108.1%)	276円 (107.0%)	10,671	21,175円	258円

〇 平成18年度と平成25年度の比較

対象事業所	平均工賃(賃金)〈増減率〉
工賃向上計画の対象施設 ^(※) の平均工賃 ※ 平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授 産施設	(平成18年度) (平成25年度) 12,222円 → 14,437円〈118.1%〉
就労継続支援B型事業所(平成25年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成25年度) 12,542円 → 15,872円 (126.6%)





②労働施策における対応

障害者雇用対策について

障害者雇用義務制度等

〇雇用義務制度

事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務づけ。

民間企業

2.0%

• 国、地方公共団体等

2.3%

・都道府県等の教育委員会 2.2%

〇納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主(常用労働者200人超※)の経済的負担の調整。

- · 障害者雇用納付金(雇用率未達成事業主)不足1人 月額5万円徴収
- 障害者雇用調整金(雇用率達成事業主) 超過1人 月額2万7千円支給
- ※ 200人以下の事業主には報奨金制度あり。
- ○納付金助成金制度

納付金を財源として障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給。

障害者雇用のための助成措置

○障害者トライアル雇用奨励金

障害者の常用雇用への移行を推進するため、ハローワーク等の紹介により原則3か月のトライアル雇用を行う事業主に対し奨励金を支給。

〇特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により障害者等を雇用する事業 主に対し助成。

〇障害者初回雇用奨励金

障害者雇用の経験がない中小企業で、初めての雇入 れにより法定雇用障害者数以上の障害者を雇用した場 合、奨励金を支給。 等

ー般雇用への移行の推進

〇ハローワークでの取組

専門職員や職業相談員による障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着支援指導等を実施。

〇チーム支援

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に福祉施設等の職員、その他の就労支援者からなる「障害者就労支援チーム」を結成し、就職の準備段階から職 場定着までの一貫した支援を実施。

○福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業、障害者とその保護者や就労支援機関等の職員等の、障害者が企業で就労することに対する不安感等の払拭や理解促進を図るため、就労支援セミナー等により 企業理解を促進するとともに、障害者に対する職場実習を推進。

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者(ジョブコーチ)を事業所に派遣または配置し、職場での課題を改善し、職場定着を図るためのきめ細かな人的支援を実施。

*主な支援内容 〇障害者向け···職場内コミュニケーション、作業遂行力の向上支援など 〇事業主向け···職務内容の設定、指導方法に関する助言など

障害者就業・生活支援センターにおける支援

身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援を実施。

- *主な支援内容 ①就業支援…就業に向けた準備支援、求職活動、職場定着支援など障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
 - ②生活支援…生活習慣形成、健康管理等の日常生活の自己管理に関する助言 住居、年金、余暇活動など生活設計に関する助言など

地域障害者職業センターにおける支援

障害者に対して作業能力向上、労働習慣の体得等の支援を行うほか、事業主に対して障害者雇用に関する相談・援助を実施。

※ その他、障害特性に応じた支援策を講じている。

障害者雇用率制度の概要

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る 機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障害者雇用率)を設定し、事業主等に 障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

〇 一般民間企業における雇用率設定基準

身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者及び知的障害者の数

障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。
- ※ 精神障害者については、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に算入することができる。
- 〇 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率
 - 一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

(参考) 現行の障害者雇用率 (平成25年4月1日から施行)

<民間企業>

一般の民間企業 = 2.0%

特殊法人等 = 2.3%

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体

= 2.3%

都道府県等の教育委員会 = 2.2%

17

障害者雇用のための助成措置

※平成26年4月1日現在

障害者試行雇用 (トライアル雇用)事業

・ ハローワーク等の紹介により障害者に対し、原則3か月の試行雇用を行う事業主に対し助成。障害者1人につき、月4万円の奨励金を支給。

短時間トライアル雇用

・ 精神障害者等について、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、3か月以上12か月以内の一定の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行雇用を行う事業主に対し助成。精神障害者等1人につき、月2万円の奨励金を支給。

精神障害者雇用安定奨励金

カウンセリング等を行う専門家を雇うなど、精神障害者を新たに雇い入れ、精神障害者が働き やすい職場づくりを行った事業主に対し、その費用の一部を助成。

重度知的·精神障害者職場支援 奨励金

・ ハローワーク等の紹介により重度知的障害者又は精神障害者を雇い入れ、職場支援員の配置を行う事業主に対し助成。

特定求職者雇用開発助成金

・ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に対し助成。

発達障害者·難治性疾患患者雇 用開発助成金

・ 発達障害者又は難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により雇い入れ、雇用管理 に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成。

障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)

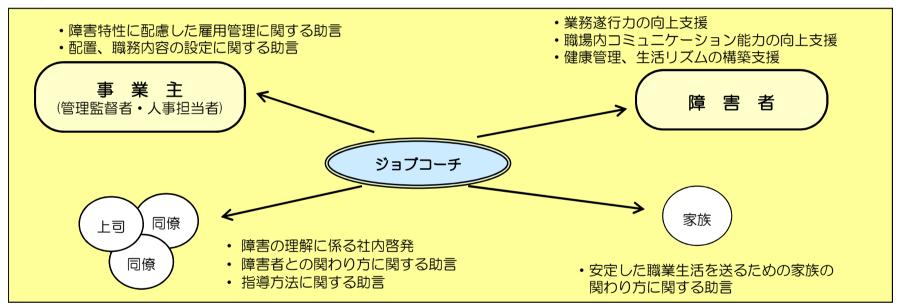
・ 障害者雇用の経験がない中小企業で、初めての雇入れにより法定雇用障害者数以上 の障害者を雇用した場合、120万円を支給。

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

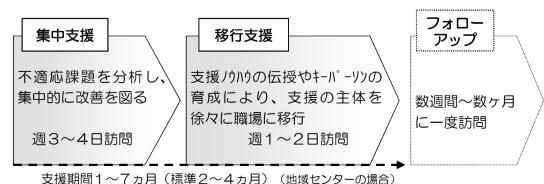
障害者の職場適応を容易にするため、<u>職場にジョブコーチを派遣</u>し、

- 障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上支援
- 事業主や同僚などに対する職務や職場環境の改善の助言を実施

◎支援内容



◎標準的な支援の流れ



◎ジョブコーチ配置数(26年4月1日現在)

計1,236人 地域センターのジョブコーチ 312人第1 号ジョブコーチ(福祉施設型) 744人第2号 ジョブコーチ(事業所型) 180人

◎支援実績(25年度、地域センター)

支援対象者数 3,749人

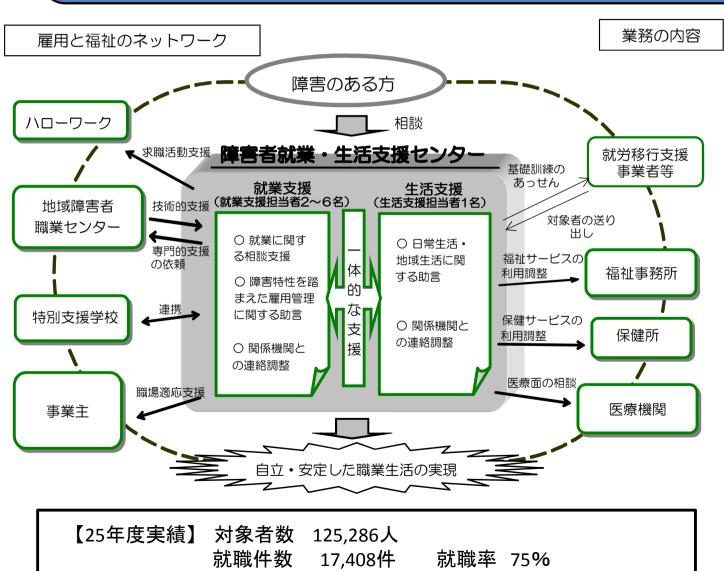
職場定着率(支援終了後6ヶ月) 88.2%

(支援終了後6ヵ月:24年10月~25年9月までの支援修了者の実績)

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充

21センター (14年5月事業開始時) → **325**センター (27年1月現在)



就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 〇 就業に関する相談支援
 - 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、 職場実習のあっせん)
 - 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえ た雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、 生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

QΩ

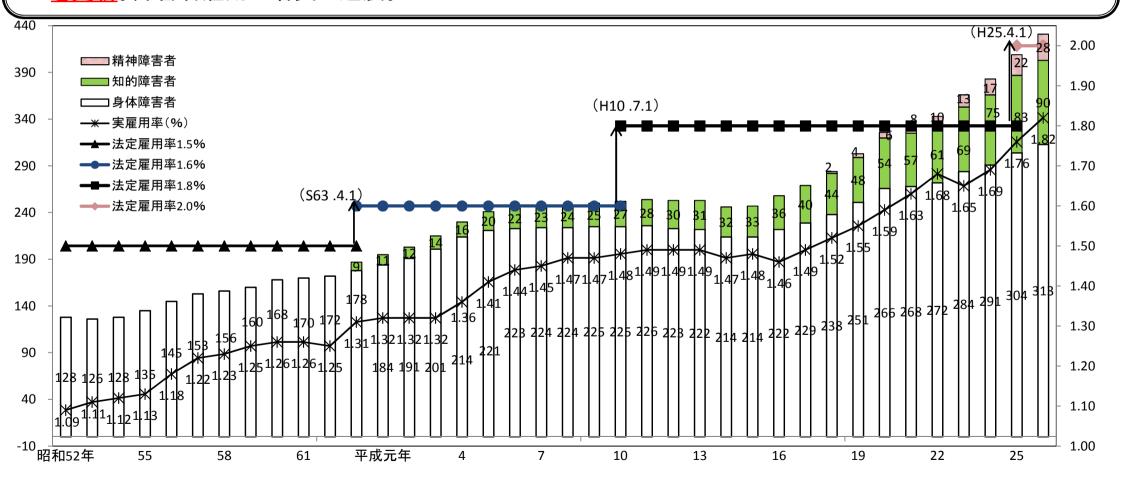
障害者雇用の状況

(平成26年6月1日現在)

〇 民間企業の雇用状況

雇用者数 43.1万人 (身体障害者31.3万人、知的障害者9.0万人、精神障害者2.8万人) 実雇用率 1.82% 法定雇用率達成企業割合 44.7%

〇 25年4月に引き上げた法定雇用率(2.0%)には届かないものの、<mark>雇用者数は11年連続で過去最高</mark> を更新。障害者雇用は着実に進展。



(注)平成22年度の改正前の制度に基づいて実雇用率を推計した場合、平成23年度は1.75%、平成24年度は1.79%である。

障害者の平均賃金(1)

〇身体障害者の障害の種類、週所定労働時間別平均賃金(きまって支給する給与)

項目	全体	30時間以上	20時間以上 30時間未満	20時間未満
全体	223	251	107	59
視覚障害	224	239	97	78
聴覚障害	206	223	86	68
肢体不自由	225	256	110	43
内部障害	224	261	109	49
重複障害	210	230	86	84

(単位:千円)

〇知的障害者の障害の程度、週所定労働時間別平均賃金(きまって支給する給与)

項目	全体	30時間以上	20時間以上 30時間未満	20時間未満
全体	108	130	87	35
重度	104	115	79	57
重度以外	103	126	91	34

(単位:千円)

出典:障害者雇用実態調査結果報告書(平成25年度)

障害者の平均賃金②

〇精神障害者の障害の程度・疾病、週所定労働時間別平均賃金(きまって支給する給与)

項目		全体	30時間以上	20時間以上 30時間未満	20時間未満
全体		159	196	83	47
	1級	131	164	95	-
精神障害者保健福祉	2級	134	156	78	46
手帳により確認している場合	3級	162	207	81	56
	等級不明	120	169	91	44
	統合失調症	222	286	128	-
医師の診断書により確	そううつ病	241	250	-	169
認している場合	てんかん	256	262	-	-
	発達障害	205	205	-	-

(単位:千円)

出典:障害者雇用実態調査結果報告書(平成25年度)